

保護者の皆様へ

沖縄県立与勝高等学校長
(公印省略)

令和7年7月～令和8年6月までの 高等学校等就学支援金（授業料支援）のⅡ期申請手続きについて

高等学校等就学支援金制度は、国による授業料の支援制度です。

令和7年7月以降も継続して支援を受けられるか審査を行います。申請手続きは学校にて一括で行いますが、下記に該当する場合はオンラインにて申請して下さい。 なお、就学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受け取り、授業料と相殺されるため、生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

記

1 オンライン申請が必要な方

下記のいずれかに該当する場合に継続意向登録申請が必要です。

(※該当しなければ学校にてⅡ期申請を行いますので手続き不要です。)

① 高等学校等就学支援金の審査に関してマイナンバーを提出していない場合

(収入状況提出の方法として前回、マイナポータルから課税情報等を取得して提出しています。再度同じように自分で自己情報を取得するか、もしくは今後も審査はありますので個人番号を直接入力する方法をお勧めします。次回からの手続きが不要になります。)

② 申請時の登録情報など現在の状況と申請内容に変更がある場合

(親権者の変更(離婚、死別、養子縁組等)や課税地の変更などあれば、オンラインにて継続意向登録から申請を行うかもしくは事務室までお問合せください。)

◎オンライン申請方法(入学時に配布したID・パスワードを利用してください)

具体的な申請方法は、別添「高等学校等就学支援金オンライン申請の案内」のリーフレットをご確認ください。不明な点がございましたら事務室までご連絡ください

2 **申請期間 令和7年7月3日(木)～7月23日(水)**

3 留意事項

保護者(親権者)等の「令和7年度市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除額」の合計が304,200円以上のため就学支援金を受給できない場合、別途「**高校生等臨時支援金**」を申請いただくことで、授業料相当額の支援を受けることができます(令和7年度限り)。